

令和3年1月25日
戦略会議資料
こども青少年局

南部こども相談センター再整備及び 児童相談所管轄区域変更の考え方について

＜戦略会議において決定していただきたい事項＞

1. 南部こども相談センター再整備

- ① 南部こども相談センター一時保護所の移転建替とその候補地
- ② 移転後の空きスペースを児童相談部門の事務所として活用

2. 児童相談所管轄区域変更の考え方

	ページ	
目次 (上記 1 について)	1	虐待相談件数の推移と児童相談所設置経過
	2	今後の虐待相談件数の増加見込みについて
	3	国の動きと南部こども相談センターの課題
	5	課題対応のための整備手法について
	6	一時保護所建替え候補地の条件
	7	一時保護所建替え候補地
	8	南部こども相談センター建物規模について
	9	南部こども相談センター再整備スケジュール
(上記 2 について)	10	管轄区域変更の考え方
	11	こども相談センターの設置予定と管轄区域 (案)
	12	施設規模に応じた管轄区域の調整について

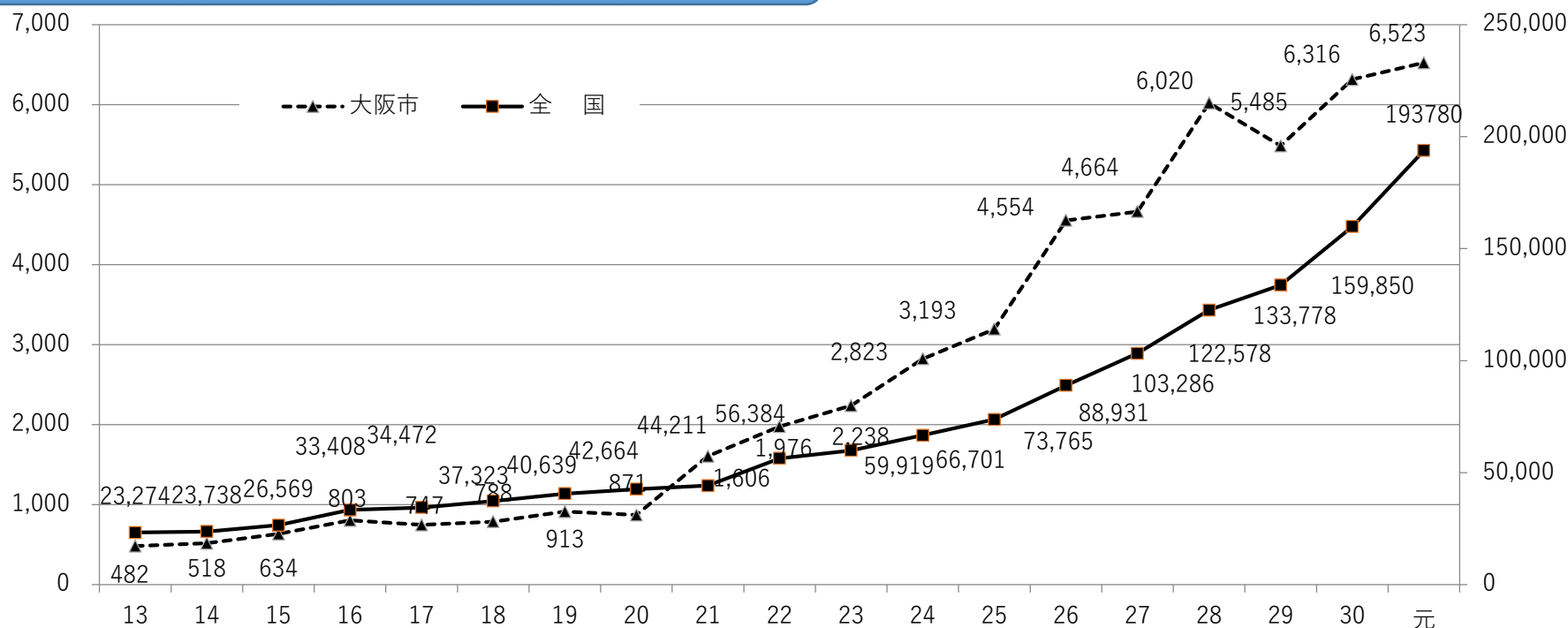
※ 参考資料① 4か所体制と中央こども相談センターの役割

参考資料② 4か所の職員体制の見通しについて (一時保護所職員を含む。)

参考資料③ 児童相談所機能強化スケジュール (案)

虐待相談件数の推移と児童相談所設置経過

児童相談所における虐待相談件数の推移
(平成13年度～令和元年度)



※ 平成29年度の虐待相談件数の減少は、児童福祉法の改正により受付件数が児童福祉司の配置数に反映されることになったため、厚生労働省に件数計上の基準について改めて確認し、その基準の解釈に合わせたためである。

児童相談所設置経過

- ・ 平成22年 1月 中央児童相談所（平野区喜連西）がこども相談センターとして中央区森ノ宮に移転
- ・ 平成26年 9月 児童相談所3か所設置を決定（南部・北部）
- ・ 平成28年10月 南部こども相談センターの開設（昭和58年築のもと中央児童相談所を改修して開設）
- ・ 平成31年 1月 中央こども相談センターの建替えを決定（一時保護所の環境改善が現在の施設ではできない）
- ・ 令和 元年10月 4か所目のこども相談センターの設置を決定（東部）
- ・ 令和 3年 4月 北部こども相談センター開設予定

今後の虐待相談件数の増加見込みについて

虐待相談件数の増加率

年度	件数	増加率 (対前年度比)	虐待防止に関連する動き
H20	871件	▲4%	
H21	1,606件	84%	4月 西淀川区小学生女児死亡事例 9月 児童虐待ホットライン設置(24時間365日)
H22	1,976件	23%	7月 西区幼児遺棄死亡事例
H23	2,238件	13%	8月 西淀川区小学生男児死亡事例
H24	2,823件	26%	
H25	3,193件	13%	12月 警察がDV事案への積極的な介入及び体制の確立に伴う通告の増加(面前DV)
H26	4,554件	42%	
H27	4,664件	2%	7月 全国共通ダイヤル189開始
H28	6,020件	29%	10月 南部こども相談センター開設
H29	5,485件	※▲8%	※虐待相談件数カウント方法の変更により減となっている 3月 東京都目黒区小学生女児死亡事例
H30	6,316件	15%	7月 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について(厚労省通知) 1月 千葉県野田市小学生女児死亡事例 2月 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化について(厚労省通知)
R元	6,523件	3%	6月 児童虐待防止対策におけるルールの徹底について(厚労省通知)

今後の虐待相談件数の考え方

- 本市を含め大阪府内においては虐待防止対策の取り組みが一定進んでいる。
- 従って、現時点においては今後、虐待相談件数の大幅な増加があるとは考えにくく、直近の実績である3%の増加と見込み
令和10年度の虐待相談件数を推計し施設規模を決定する。

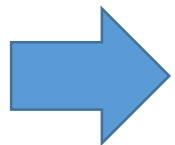
虐待相談件数推計 R元 6,523件 毎年3%増 → R10 8,511件

児童相談所の機能強化にかかる国の動き

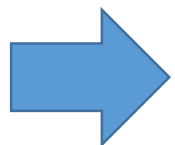
【一時保護所の環境改善】

平成30年 7月 一時保護ガイドライン

- ◆ 一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援を確保
- ◆ 家庭的環境の中で束縛感を与えず、子どもの権利が尊重され、安心して生活できるような環境



原則として個室対応



最大6人までのユニットケア、家庭仕様のトイレ・浴室の整備

【職員体制の強化】

平成28年 6月 児童福祉法改正

- ・ 児童福祉司増員 → 児童相談所の管轄地域の人口 / 4万人
虐待対応件数に応じて配置を上乗せする

平成30年 12月 児童虐待防止対策体制総合強化プラン

- ・ 児童福祉司増員 → 児童相談所の管轄地域の人口 / 4万人 → / 3万人
里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司の追加配置
- ・ 児童心理司の増員、保健師の増員、弁護士等の配置等

① 一時保護所の環境改善

- ・ 個室対応や家庭的な環境整備ができていない。
- ・ 最大6人までのユニットケアとし、リビングスペース、ユニットバス、洋式トイレの設置などの整備が必要。
(北部、中央、東部は一時保護ガイドラインに対応した整備を進めている)
- ・ 入所定員を超えた受け入れが常態化している。定員30名→平均一時保護人数38.9人(令和元年度)

② 児童相談部門スペース不足

- ・ 現在の職員数に対しすでに狭あいであり、合築する施設の部屋を借りるなどしてスペースを確保している状況。
- ・ 児童相談所の機能強化による職員の増員に伴う、執務スペース、面接室、会議室等を増やす必要がある。

※南部こども相談センターについてはH27・28年度に開設整備を行ってきたところであるが、一時保護児童数や職員数の増加に対応していくために再整備が必要である。

【現南部こども相談センター施設概要】

所在地	平野区喜連西6丁目2-55
建築年度	昭和58年11月(築37年経過)
開設年月	平成28年10月 ※もと中央児童相談所を改修し開設
敷地面積	1,693㎡(合築施設との按分による面積)
建築面積	712㎡
建物構造	RC地上4階地下1階建て
延床面積	2,424㎡(うち、一時保護所部分は約1,000㎡)
一時保護所定員	30名
管轄区域	阿倍野区 住吉区 東住吉区 平野区

課題に対応するためには、現施設に空きスペースはなく、敷地内にも増築できる余剰スペースはない。



一時保護所

- ◎ 居室等の環境改善については、耐震壁や窓の位置など設計上の制約が多いことから現施設では困難
- ◎ 入所定員を増やす必要がある 30名→40名（男子学童15名、女子学童15名、幼児10名）



別の敷地で移転建替える

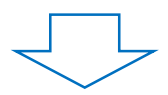
※整備後の一時保護所の定員状況

	南部 一時保護所	北部 一時保護所	建替後中央 一時保護所	(仮称) 東部 一時保護所	合計
定員 (名)	40	40	60	40	180

児童相談部門

- ◎ 今後の虐待相談件数の伸びを考慮し、職員増による事務スペース、相談室、面接室等の床面積が必要

{	虐待相談件数（南部4区）	令和元年度 1,615件	→	令和10年度推計 2,106件(年3%増で推計)	}
	座席を必要とする職員数	令和3年度 78人	→	令和10年度推計 114人	
- ◎ 現施設はS 58年建設であり、建物使用の目安である築65年まで使用可能と考えられる。（現在築37年）
- ◎ 現施設は最寄駅から5分とアクセスが良く市民の利便性が高い。他の児童相談所の場所では最寄駅から概ね10分以内としている。



一時保護所移転後の空きスペースを事務所に改修し増床する

※なお、現在の狭あい状態に対しては、事務所拡張工事が終わるまでの間、近隣の未利用施設を分室として一部の職員を移すことで対応する。（もと喜連老人憩いの家 平野区喜連6丁目）

(条件1) 地理的条件

- 児童相談所運営指針によると「一時保護所は児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置」とある。

よって、現南部こども相談センターから徒歩圏内とする。

(条件2) 必要な床面積が確保できる敷地

- 一時保護所の管理運営上、生活するための居室フロアで1階層、学習室やプレイルームがある活動フロアで1階層設けることが望ましい。

(仮称)東部こども相談センターの基本計画での居室フロア階層の面積は約1,500㎡であり、今回の一時保護所建替えに必要な建築面積についても約1,500㎡の確保が必要。

(参考)(仮称)東部こども相談センター：建築面積 約1,500㎡

延床面積 約4,300㎡ (うち一時保護所部分約2,000㎡) 敷地面積 2,354㎡

(条件3) 利用する子どもにとって望ましい環境の確保

- 各種スポーツができる広さの運動スペースの確保 → (仮称)東部こども相談センター：屋外運動場393.04㎡
屋上運動場他198.00㎡ 合計 591.04㎡



条件1～3を満たす近隣の未利用地は、1か所のみ

一時保護所建替え候補地

《1 南部こども相談センター再整備》



所	在	平野区喜連西4丁目(もと西喜連住宅用地(都市整備局所管)の一部)
ア	ク	セ
ス	必要敷地面積	約2,500㎡
延	建物構造	地上3階建
事	業	費
完	成	時
期	土地売却価格試算(想定)	2億9,000万円(相続税路線価@116,000×2,500㎡)

延床面積について

- ・一時保護所については居室フロアで約1,500㎡とし、活動フロア（学習室、プレイルーム等）と会議室、倉庫等で約500㎡とする。
- ・津波等の避難を考慮し建物は3階建てとする。
- ・児童相談部門については一時保護所の空きスペース全部の約1,000㎡を活用することで、今後の職員数の増加に対応する。

	南部一時保護所 想定面積	南部児童相談部門 改修後面積		(仮称) 東部こ相 想定面積 (基本計画中)
建物規模	地上3階建て を想定	地上4階建て		地上5階建て を想定
		2階・3階 一時保護所	1階・4階 相談部門事務所	
延床面積(㎡)	約2,000㎡	1,000㎡	1,424㎡	約4,300㎡
児童相談部門事務所スペース	—	1階から4階を 相談部門事務所として活用		約2,300㎡
		2,424㎡		
一時保護所スペース	約2,000㎡	—		約2,000㎡

一時保護所建替え

2021年度
〔令和3年度〕

2022年度
〔令和4年度〕

2023年度
〔令和5年度〕

2024-25年度
〔令和6-7年度〕

令和8年度

基本計画
↓
関係局との調整

基本設計

実施設計

契約手続き
建設工事

開設

○ 大規模事業評価有識者会議（建物の適正規模） ○ 財産運用委員会（敷地面積の適正規模）

分室改修工事 （もと喜連老人憩の家）

2021年度
〔令和3年度〕

2022年度
〔令和4年度〕

2026年度
〔令和8年度末〕

設計・工事

分室として使用

児童相談部門改修工事

2025年度
〔令和7年度〕

2026年度
〔令和8年度〕

2027年度
〔令和9年度〕

実施設計

改修工事

事務所
拡張

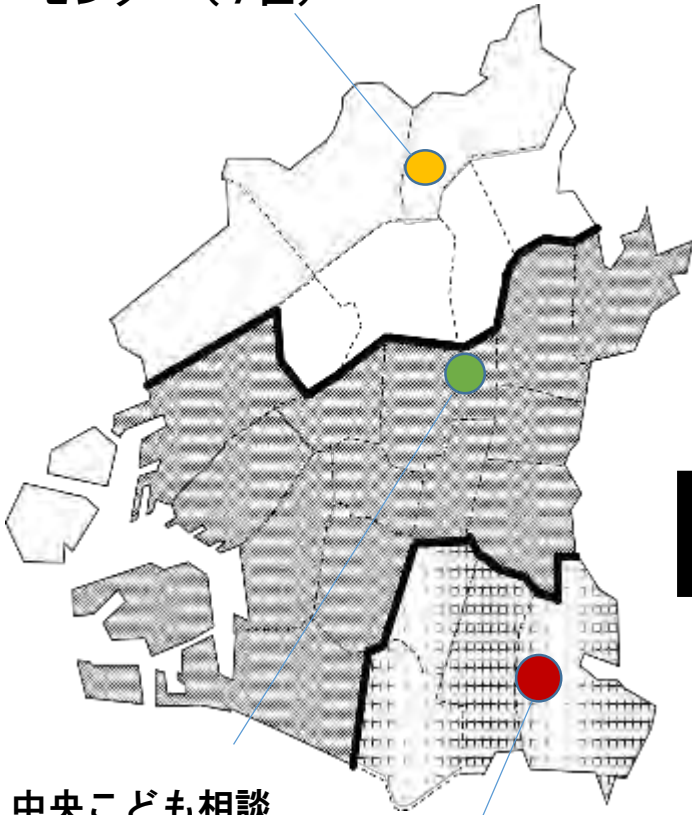
- ◆ 児童相談所の管轄区域については、今後の虐待相談件数の状況を踏まえながら、4か所の児童相談所を効率的・効果的に運用できるよう次のとおり調整を行う。
 - 法改正や虐待相談件数の増減による職員数の増減に伴い、事務所スペースに狭あい等が発生する場合は、各児童相談所の管轄区域を変更し柔軟に対応する。
 - 管轄区域を変更する場合は、将来見込みを踏まえつつ、各児童相談部門事務所スペースの収容率が100%に近くなるよう管轄区数を調整する。
 - 管轄区域を変更する場合は、児童相談所へのアクセスなど市民の利便性を考慮する。
 - 管轄区域の変更は条例改正により行う。

こども相談センターの設置予定と管轄区域（案）

3カ所体制（令和3年4月）

※北部こども相談センター開設

北部こども相談センター（7区）



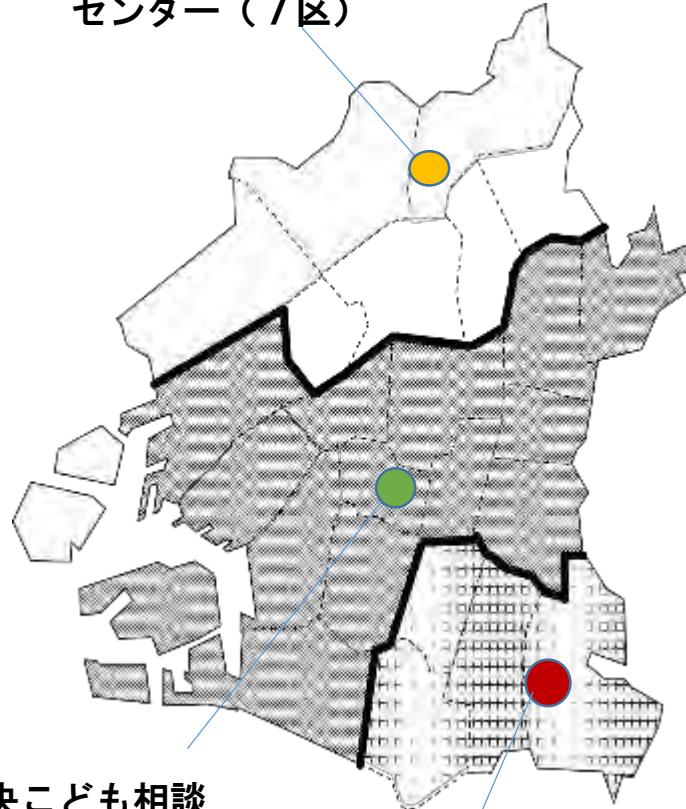
中央こども相談センター（13区）

南部こども相談センター（4区）

3カ所体制（令和6年度末）

※中央こども相談センター建替え移転

北部こども相談センター（7区）



中央こども相談センター（13区）

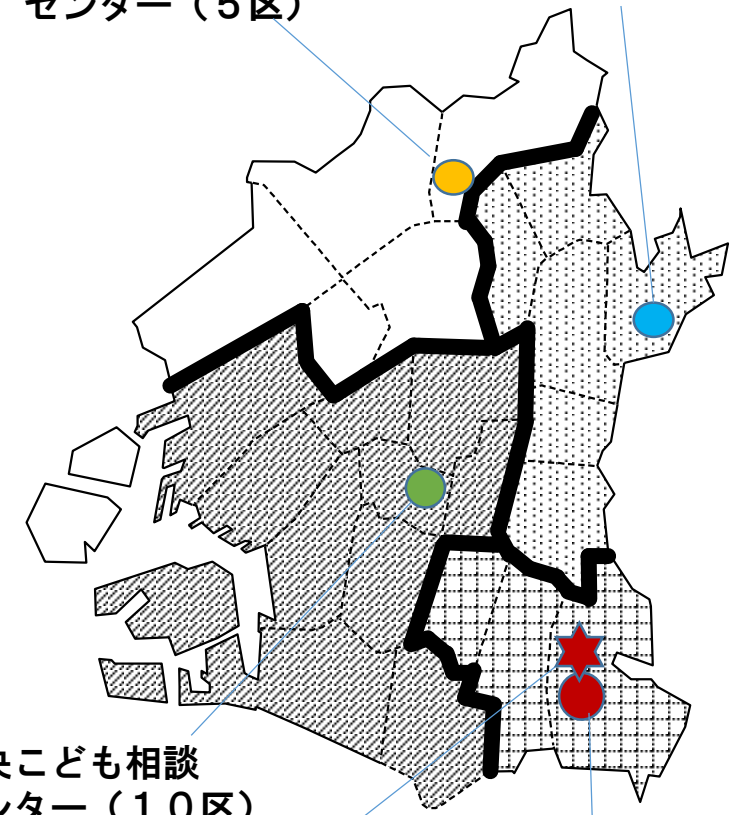
南部こども相談センター（4区）

4カ所体制（令和8年度）

※（仮称）東部こども相談センター開設
南部こども相談センター一時保護所移転

北部こども相談センター（5区）

（仮称）東部こども相談センター（6区）



中央こども相談センター（10区）

南部こども相談センター（一時保護所）

南部こども相談センター（3区）

※管轄区の変更については条例で定める

施設規模に応じた管轄区域の調整について

調整前の管轄区域	北部（東淀川）7区	東部（鶴見）4区	中央（浪速）9区	南部（平野）4区
	北、都島、福島、西淀川、淀川、東淀川、旭	東成、生野、城東、鶴見	此花、中央、西、港、大正、天王寺、浪速、住之江、西成	阿倍野、住吉、東住吉、平野
管轄人口（平成27年国勢調査）	839,707人	486,984人	779,697人	584,797人
整備事務スペース（A）	513㎡（確定）	583㎡（計画案）	922㎡（計画案）	483㎡（計画案）
虐待相談件数（令和元年度）	1,879件	971件	2,058件	1,615件
虐待相談件数（令和10年度推計）	2,452件	1,267件	2,685件	2,107件
座席を必要とする職員数（B） （令和10年度推計・一時保護所を除く）	129人	81人	155人	114人
必要な事務スペース（C） B×5.2㎡	671㎡	421㎡	806㎡	593㎡
収容率（C/A）※	131%	72%	87%	123%

※令和10年度までの虐待相談件数の伸びを年3%増と想定した場合に必要な事務スペースにより検証

← 北部こ相、南部こ相のスペースが不足する

調整後の管轄区域（案）	北部（東淀川）5区	東部（鶴見）6区	中央（浪速）10区	南部（平野）3区
	北、福島、西淀川、淀川、東淀川	都島、東成、生野、旭、城東、鶴見	此花、中央、西、港、大正、天王寺、浪速、住之江、住吉、西成	阿倍野、東住吉、平野
管轄人口（平成27年国勢調査）	643,372人	683,319人	933,936人	430,558人
整備事務スペース（A）	513㎡（確定）	583㎡（計画案）	922㎡（計画案）	483㎡（計画案）
虐待相談件数（令和元年度）	1,452件	1,398件	2,477件	1,196件
虐待相談件数（令和10年度推計）	1,895件	1,824件	3,232件	1,560件
座席を必要とする職員数（B） （令和10年度推計・一時保護所を除く）	106人	103人	179人	91人
必要な事務スペース（C） B×5.2㎡	551㎡	536㎡	931㎡	473㎡
収容率（C/A）※	107%	92%	101%	98%

← 管轄区の変更により対応する

※管轄区域については、各区の虐待相談件数の状況等に応じて変更を検討する。

(参考資料①) 4か所体制と中央こども相談センターの役割

中央こども相談センター

- ・ 技術的支援
- ・ 情報提供
- ・ 措置の調整など

北部こども相談センター

南部こども相談センター

(仮称) 東部こども相談センター

【中央児童相談所としての具体的役割】

- ・ 施設入所、里親委託の調整
- ・ 各センター間の一時保護所の入所調整
- ・ 児童虐待ホットライン業務
(24時間365日体制で専任の相談員を配置し対応)
- ・ 夜間・休日における虐待通告の安全確認
- ・ 児童福祉司任用に係る講習、研修、現任研修の実施
- ・ 法律相談、法的手続関連業務の助言・指導
- ・ 開放型一時保護所の運営 (定員20人)
- ・ 各種マニュアルの作成のとりまとめ
- ・ 人事、予算のとりまとめ
- ・ 関係機関からの照会、回答のとりまとめ

【児童相談所として4か所それぞれが持つ機能】

機能等		主な業務
基本的機能	相談機能	専門的な知識や技術を要する相談への対応 ・ 虐待を含む養護相談 ・ 障がい相談 ・ 非行相談 ・ 育成相談
	一時保護機能	一時保護の実施
	措置機能	施設入所調整、里親委託等
	区役所援助機能	区役所への後方支援 ・ 区役所に対する情報の提供その他必要な援助
その他	民法上の権限	審判の請求等

(参考資料②) 4か所の職員体制の見通しについて (付設一時保護所含)

- ★ 中央こども相談センターは、中央児童相談所として、他のこども相談センターに対して技術的援助、連絡調整、情報提供、施設入所に係る措置の調整等といった様々な業務支援を行うため、200名程度の人員体制を整える。また、それぞれ管轄区域をもつこども相談センターは、その規模に見合った人員体制を整備するため、概ね110～120人程度が必要となる。
- ★ 配置すべき職員数は、前々年度の児童虐待相談件数により定められるため、直近の令和元年度の児童虐待相談件数をもとに4か所体制で試算すると564人となる。
- ★ 今後も児童虐待相談件数が増加すればさらに配置すべき児童福祉司と児童心理司数が増えることとなり、職員体制については毎年の状況を反映して、見直しが必要である。

4か所体制

令和元年度児童虐待相談件数による試算

	管理職他	児童福祉司	児童心理司	一時保護所	合計
中央 (10区)	26	73	32	76	207
南部 (3区)	15	36	14	47	112
北部 (5区)	15	44	18	47	124
東部 (仮) (6区)	15	42	17	47	121
合計	71	195	81	217	564

児童福祉司配置標準

- ①各児童相談所の管轄区域における人口3万人にひとり
+
- ②前々年度の児童虐待相談件数による業務量に応じた加算
+
- ③里親養育支援児童福祉司(各児童相談所1)
+
- ④市町村支援児童福祉司

児童心理司配置標準

児童福祉司2人につき1人以上の児童心理司を配置する

各こども相談センターの管轄区※現時点での想定であり今後変更となる場合がある。

- 中央 (10区) : 此花・中央・西・港・大正・天王寺・浪速・住之江・住吉・西成
- 南部 (3区) : 阿倍野・東住吉・平野
- 北部 (5区) : 北・福島・西淀川・淀川・東淀川
- 東部 (6区) : 都島・東成・生野・旭・城東・鶴見

(参考資料③) 児童相談所機能強化スケジュール (案)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	
(北部) こども相談センター 整備 (新設)	●————→	北部開設〔4月〕						
(中央) こども相談センター 整備	-----> 基本設計	-----> 実施設計	----->●	————→ 建替え工事	中央移転 〔6年度末〕			
仮称 (東部) こども相談センター 整備 (新設)	-----> 基本計画	-----> 基本設計	-----> 実施設計	-----●	————→ 新設工事		4か所目開設 〔4月以降〕	
(南部) 一時保護所新築	-----> 詳細検討 管轄区域・ 建物規模・整備手法の 検討	-----> 基本計画	-----> 基本設計 埋蔵文化財 本格調査	-----> 実施設計	●————→ 一時保護所 新築工事		一保開設 〔4月以降〕	
(南部) 相談部門改修						-----> 改修工事設計	●————→ 改修工事	完成
(南部) 分室 (もと喜連老人憩の家)		●————→ 改修工事	●————→		暫定使用		————→	